明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を定める件（経済産業・国土交通1）　一

○エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件等の一部を改正する件（国土交通七七）　三五

○高速自動車国道に関する件（同七八～八一）　三六

○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（同八二）　三七

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する件（同八三）　三七

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十四年十一月分）（財務省）　三七

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、自動車損害賠償責任保険基準料率算定、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三〇

地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三七

会社その他
会社決算公告　四〇

告示

○経済産業省国土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を次のように定める。

平成二十五年一月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

Ⅰ．建築主等の判断の基準

住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第2に、住宅の建築主等は第3に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

第1　非住宅建築物に係る判断の基準

非住宅建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1－1　非住宅建築物の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、非住宅建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して非住宅建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。

(2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとすること。

(3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

1－2　非住宅建築物（別表第1(8)項に掲げる用途に供するものを除く。1－3において同じ。）の外壁、窓等に関して1－1に掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は、1－3によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、非住宅建築物が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1－3に定める方法による計算による場合とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

1－3　非住宅建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位　平方メートル）で除して得た数値は、別表第1(5)欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷及び規模補正係数は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間（各室について用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位　メガジュール）とすること。

イ　外気と屋内周囲空間との温度差（暖房負荷については22度と外気の温度との差とし、冷房負荷については外気の温度と26度との差とする。ただし、別表第1(4)項に掲げる用途に供する非住宅建築物の暖房負荷及び同表(5)項に掲げる用途に供する非住宅建築物の教室部の暖房負荷については、20度と外気の温度との差とする。）によって外壁、窓等を貫流する熱